

「ぎふ農業経営学院」
企画運営委託業務募集要項

令和8年6月5日
一般社団法人 岐阜県農畜産公社

目次

第1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
5 委託団体数	
第2 プロポーザルに係る事項	1
1 プロポーザル参加要件	
2 提案書の作成	
3 プロポーザルの手続き等	
第3 評価に関する事項	5
1 評価方法	
2 評価会議（プレゼンテーションの開催）	
3 評価項目及び評価内容	
第4 選定に関する事項	6
1 最優秀提案者の選定	
2 複数の最高得点者が生じた場合の取扱い	
3 提案者が1者の場合の取扱い	
4 選定結果の通知及び公表	
第5 契約の締結	6
1 契約方法	
第6 業務の適正な実施に関する事項	7
1 関係法令の遵守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報保護	
4 守秘義務	
5 検査等	
第7 業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務	8
1 妨害又は不当要求に対する通報義務	
2 不当介入による履行期間の延長	
第9 その他	8
第10 問い合わせ先及び各種書類の提出先	8
別記1 提出書類一覧	9
別表 「ぎふ農業経営学院」運営業務委託企画提案審査基準	10

「ぎふ農業経営学院」 企画運営委託業務募集要項

一般社団法人岐阜県農畜産公社は、中長期の経営ビジョンの構築によって経営発展に意欲的な農業経営者を対象に、体系的に高度な経営力を学ぶ機会を創出するとともに、経営課題を自ら分析し、将来を見据えた経営戦略や経営計画を作成することでトップレベルの農業経営体の育成を目的とした「ぎふ農業経営学院」を開講します。

については、本要項において企画・運営を行う事業者を募集し、プロポーザル（提案）方式により選定された者に委託することとします。

第1 募集の内容

- 1 委託業務名
「ぎふ農業経営学院」企画運営委託業務
- 2 業務内容
別添「『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務仕様書」のとおり
- 3 委託業務期間
契約締結日から令和9年3月10日（水）まで
- 4 委託費の上限
金3,499,059円（消費税及び地方消費税込み）
- 5 委託団体数
1事業者

第2 プロポーザルに係る事項

- 1 プロポーザル参加要件
プロポーザルに参加できる者は、委託業務を実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という）であって、以下の（1）から（9）までの条件を満たすものとします。
また、共同体で参加する場合にあっては、全ての構成員が（1）から（9）の全ての条件を満たすことのほか、代表者は構成員のうち出資比率が最大であることとします。
（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
（2）役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
① 破産者で復権を得ない者
② 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
（3）次①から③のいずれかに該当する者ではないこと。
① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県を含む全国の都道府県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこと。
- (6) 岐阜県を含む全国の都道府県から、「岐阜県（又は全国の都道府県）が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- (8) プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) この業務に関して、他の共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。

2 提案書の作成

「第1 募集の内容」の仕様に従い、下記の項目について提案書を作成してください。なお、提案書は様式1及び2のとおりとし、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。また、提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 事業実施方針
- (2) 実施内容
- (3) 実施スケジュール
- (4) 実施体制
- (5) 独自提案
- (6) 提案者のこれまでの実績
- (7) その他

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
①募集要項等の公表・配布	令和8年6月5日(金)～令和8年7月3日(金)
②募集要項等に関する質問受付	令和8年6月5日(金)～令和8年6月26日(金)
③プロポーザル参加申込受付	令和8年6月5日(金)～令和8年7月3日(金)
④提案書の受付	令和8年6月5日(金)～令和8年7月10日(金)
⑤プロポーザル評価会議	令和8年7月下旬（予定）
⑥選定結果の通知・公表	令和8年8月上旬（予定）

(2) 募集要項等の公表・配布

①配布日時

令和8年6月5日(金)～令和8年7月3日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます)

②配布場所

一般社団法人岐阜県農畜産公社

(〒500-8384) 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階

※募集要項は一般社団法人岐阜県農畜産公社のホームページからも入手できます。

※郵送での配布は行いません。

(3) 募集要項等に関する質問受付及び回答

①質問受付期間

令和8年6月5日(金)～令和8年6月26日(金)

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を一般社団法人岐阜県農畜産公社あてに郵送、FAX又は電子メールによりファイル(ファイル形式はMicrosoft Word)を添付し提出してください。

※メール送信の際は、件名に「『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」と記載したうえで送信してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

③提出場所

一般社団法人岐阜県農畜産公社

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階

FAX 058-276-1268

電子メールアドレス agri-stock@gifu-notiku.com

④回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、一般社団法人岐阜県農畜産公社のホームページ上にて公開します。

(4) プロポーザル参加申込受付

①参加申込受付期間

令和8年6月5日(金)～令和8年7月3日(金)

②提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(別紙2)を持参・郵送・電子メールのいずれかの方法で、一般社団法人岐阜県農畜産公社に提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送及び電子メールの場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに一般社団法人岐阜県農畜産公社に到着したものを有効とします。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法としてください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を必ず電話にて行ってください。

(5) 提案書の受付

①受付期間

令和8年6月5日(金)～令和8年7月10日(金)

②提出書類及び提出部数

別記1のとおり

③提出方法

令和8年7月10日(金)午後5時15分までに持参、郵送のいずれかの方法で一般社団法人岐阜県農畜産公社に提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、締め切り当日の午後5時15分までに一般社団法人岐阜県農畜産公社に到着したものを有効とします。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法としてください。また、届いているかどうかの確認を必ず電話にて行ってください。

※提出後、必要な場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- オ 募集要項に反すると認められる場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

③著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

④複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。(軽微なものを除く)

⑥返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦費用負担

提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑧その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日(土日祝日除く)の正午までに、辞退届(様式自由)を一般社団法人岐阜県農畜産公社に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 経費積算書作成に当たっての注意事項

- ①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
一般管理費として計上する場合の一般管理費率については、受託者の直近の決算により算定した一般管理費率と、一般管理費率(10%)を比較し、より低い率を採用してください。ただし、上記で採用した率より低い率を計上している場合はその率を採用してください。なお、単価に一般管理費が含まれている場合は計上することはできません。
- ②パソコン、複合機(コピー/FAX)等の新たな備品の設置に係る経費については、委託費に含みません。(レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。)
- ③人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて、適切な水準を設定してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、一般社団法人岐阜県農畜産公社が別に定める構成員により組織された「『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務プロポーザル評価会議」(以下「評価会議」という)が行います。

なお、評価会議における評価は、評価項目及び評価内容(別表)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性、透明性の確保に十分に配慮しながら、提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

評価会議ではプロポーザル参加者がプレゼンテーションをお願いします。

2 評価会議(プレゼンテーションの開催)

(1) 開催日時

令和8年7月下旬(予定)

(2) 開催場所

岐阜市内(予定)

(3) プロポーザルの所要時間(1法人あたり)

プレゼンテーション 20分間以内

構成員からの質疑 15分程度

(4) 注意事項

- ①開催日時、開催場所、各提案者のプレゼンテーション開始時間等については、後日、プロポーザル参加者に通知します。
- ②プロポーザル参加者は、他の参加者の提案を傍聴することができません。
- ③指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。
- ④プレゼンテーションは提案書受付期間内に提出された資料のみで行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ⑤提出物は返却しません。
- ⑥プレゼンテーションの参加人数は3名以内としてください。

- 3 評価項目及び評価内容
別表「『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務評価項目及び評価基準」のとおり。

第4 選定に関する事項

1 最優秀提案者の選定

構成員が「評価項目及び評価基準」に基づく採点を行い、構成員ごとに、提案者の評価合計点を算定し、評価合計点の高い順から下記のとおり順位点を付するものとします。

構成員の点数評価順位	1位の提案	2位の提案	3位の提案	・・・
順位点	n※	n-1	n-2	・・・

※提案者数をnとする。

各構成員の順位点を合計し、順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

なお、各構成員の評価点の合計が満点の60%（300点）に満たない提案者は、選定から除外します。

さらに、構成員の過半数が、評価基準の同一項目について配点基準の最低点を付した提案者は、選定から除外します。

2 複数の最高得点者が生じた場合の取扱い

最優秀提案者が複数いる場合は提案金額の安価な提案者を高順位とします。

なお、提案金額が同一の者が複数いる場合は、当該提案者によるくじ引きにより決するものとします。

3 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、各構成員の評価点の合計が満点の60%（300点）以上の評価を得た場合に最優秀提案者とし、60%（300点）未満の場合は再度募集を実施するものとします。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を一般社団法人岐阜県農畜産公社のホームページ上で公表します。また、審査内容及び結果についての異議は一切認めません。

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点及び順位点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）
- (4) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定理由
- (5) 評価会議の構成員の氏名
- (6) その他（最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由）

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と一般社団法人岐阜県農畜産公社が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、一般社団法人岐阜県農畜産公社との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と一般社団法人岐阜県農畜産公社との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行います。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。なお、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、一般社団法人岐阜県農畜産公社と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合にはその取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければなりません。受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければなりません。

5 検査等

一般社団法人岐阜県農畜産公社は、本業務の適正な執行に必要であるときは、受託者に対して状況を報告させ、又は事業所に立ち入り、関係帳簿類、その他必要なものを検査、関係者への聞き取りを行う場合があります。また、必要であれば業務実施状況について、報告を求めることができます。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

一般社団法人岐阜県農畜産公社と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、一般社団法人岐阜県農畜産公社は契約の取消しができます。

この場合、一般社団法人岐阜県農畜産公社に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

- 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合
災害その他不可抗力等、一般社団法人岐阜県農畜産公社及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。
なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務

- 1 妨害又は不当要求に対する通報義務
受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。
- 2 不当介入による履行期間の延長
受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、当社に履行期間の延長変更を請求することができる。

第9 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

一般社団法人岐阜県農畜産公社
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階
TEL 058-215-1550
FAX 058-276-1268
電子メールアドレス agri-stock@gifu-notiku.com

別記 1

提出書類一覧

番号	提出書類	留意事項	様式	部数
①	参加申込書	電子メール可	別紙 2	1 部
②	提案書		様式 1、2	10部 (正本1部、副本9部)
③	経費積算書	積算内訳書を含むこと	任意	10部 (正本1部、副本9部)
④	法人等概要書		様式 3	10部 (正本1部、副本9部)
⑤	履歴事項全部証明書	提出日において発行日 から 3 ヶ月以内のもの		1 部
⑥	直近 3 事業年度の事業 報告書、貸借対照表及 び損益決算書又はこれ らに類するもの			10部 (正本1部、副本9部)
⑦	誓約書	共同体の場合は、全て の構成員の分を提出	様式 4	1 部
⑧	共同体構成員届出書	共同体の場合	様式 5	1 部
⑨	共同体協定書	共同体の場合	様式 6	1 部
⑩	共同体委任状	共同体の場合	様式 7	1 部
⑪	その他、独自提案内容 の説明に必要な資料			10部 (正本1部、副本9部)

※①は電子メールでの送付可。

②～⑪は郵送または持参で提出。

別表

「ぎふ農業経営学院」運営業務委託企画提案審査基準

	評価項目及び評価内容
1 総合的な企画内容	研修目的と効果が理解され、その実現に有効な提案となっているか
	業務委託仕様書に沿った企画内容となっているか
2 具体的な企画内容	視認性や構成を工夫した募集チラシや受講生が集まりやすい募集方法の考えがあるか
	効果が出やすく、農業経営者が受講しやすい開催方法・日程となっているか
	経営者としての意識高揚を図るとともに、経営全般の知識の習得及び経営計画が作成できるカリキュラムとなっているか
	講義・演習等を通して、実践につながるカリキュラムが提案されているか
	農業の特性を踏まえた内容となっているか
	受講者間の交流により仲間づくりが出来る仕組みとなっているか
3 企画業務共通事項	受講者個々へのフォローアップの体制は充実しているか
	提案者独自のノウハウを活用しながら、業務が遂行できる内容となっているか
4 事業の実施について	農業経営者に対する類似、関連事業の実績はあるか
	業務のスケジュールが適切であり、業務を適正かつ確実に実施する体制を確保しているか
	事業費の積算は提案された内容と整合し、実施する上で妥当な金額であるか

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 様

募集要項等に関する質問書

『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」プロポーザル募集要項等について、質問事項がありますので提出します。

法人名称：
所在地：
担当者名：
電話：
F A X：
電子メール：

質問項目	(募集要項・仕様書の別 項目 ページ数等) ●
内容	●

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 一般社団法人岐阜県農畜産公社
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12
F A X 058-276-1268
E-mail agri-stock@gifu-notiku.com

『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」
プロポーザル参加申込書

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 様

(参加申込者)

法人名称

所在地

代表者職氏名

印

連絡先 (電話番号)

(FAX 番号)

(電子メール)

私は、『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」プロポーザル募集要項に基づき、『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」のプロポーザルに参加します。

※申込者が共同体となる場合においては、参加申込書には当該共同体の構成員の代表企業名等を記載するとともに、次の共同体構成員についても記載してください。

◆ 共同体構成員

[構成員1 (共同体の代表企業)]

住所

名称

代表者職氏名

[構成員2]

住所

名称

代表者職氏名

(様式1)

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 様

住 所

名 称
代表者職氏名
(担当者氏名
(電話番号

印
)
)

『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」提案書

『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」プロポーザル募集要項第2に基づき、以下のとおり関係書類を添えて応募します。

添付書類

- 1 「『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」提案書 (様式2)
- 2 経費積算書 (様式任意、積算内訳書を含む)
- 3 法人に関する書類 (共同体の場合はすべての構成員の分を提出)
(ア) 法人概要書 (様式3)
(イ) 履歴事項全部証明書
(ウ) 直近3事業年度の事業報告書貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類するもの
- 4 誓約書 (様式4)
- 5 共同体構成員届出書 (共同体の場合) (様式5)
- 6 共同体協定書 (共同体の場合) (様式6)
- 7 共同体委任状 (共同体の場合) (様式7)
- 8 その他、提案内容の説明に必要な資料

(様式2)

『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」提案書

※仕様書に沿って具体的な記載をお願いします。
※適宜行間を調整して作成してください。
※文字サイズは10ポイント以上としてください。また、枚数制限はありませんが、添付書類等を含めて原則片面印刷に統一してください。
※表や図などについては、別資料とすることも可とします。
※事業費等は消費税を含んだ額を記載してください。
※本様式により難しい場合は、募集要項、仕様書、本様式の内容を踏まえ任意様式にて提案してください。

第1 事業実施方針

※募集要項、評価項目等に加え、現状や課題、事業目的などを踏まえて、提案者なりの事業の実施方針を記載してください。
※提案者が有する実績やノウハウ、関係事業者とのネットワークをどのように活用するのか具体的に記載してください。

第2 実施内容

- 1 募集チラシ・募集方法について
- 2 カリキュラムについて
 - ・開催方法・日程・時間
 - ・カリキュラムの構成
 - ・講師の選定
 - ・研修内容
 - ・受講生間の交流 など
- 3 講義の運営について
 - ・運営体制
 - ・受講生のフォロー（個別相談） など
- 4 各講座の効果の測定方法
 - ・受講者の理解度を図る方法
 - ・成果物（レポートや経営計画書など） など

第3 実施スケジュール

※募集要項、評価項目、仕様書等を参考に、提案した企画内容や実施内容を円滑に遂行するための全体スケジュールを具体的に記載してください。

第4 実施体制

※本業務の目的を達成するための実施体制、連携する事業者等について具体的かつ簡潔に記載（講師候補一覧を含むスタッフ等の体制が分かるもの）

第5 独自提案

※本事業を効果的に遂行するための独自提案があれば具体的に記載してください。

第6 提案者のこれまでの実績（実績がある場合に記入）

※過去の類似、関連事業に係る活動内容の概要を記載してください。
（概要がわかる資料（会社概要パンフレット、報告書等）を添付してください）。

第7 その他

(様式3)

法人等概要書

(ふりがな) 名 称		
所在地		〒 —
設立年月日		年 月 日
資本金		円
売上高		円 (年 月期実績)
税引前当期利益		円 (年 月期実績)
代表者		役職 氏名
従業員数		名 (うち正規雇用者 名)
担当者	氏名	
	連絡先	住所： 電話： 電子メール： ファックス：
活動目的等		
業務内容		
業務の主な特色 ・実績等		
所有施設の概要		

- ※ 売上高等は直近のものとする。
- ※ 各項目の幅は適宜調整願います。

(様式4)

誓 約 書

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 様

事業者名

所在地

代表者職氏名

印

『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」プロポーザルに参加するに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 プロポーザル参加の要件を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

(様式5)

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 様

共同体構成員届出書

共同体の名称

構成員 (代表者) 住 所
名 称
代表者職氏名 印

構成員 住 所
名 称
代表者職氏名 印

構成員 住 所
名 称
代表者職氏名 印

※ 構成員の数に応じて加筆・修正ください。

このたび、「『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」プロポーザルに参加するため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式6)

『ぎふ経営学院』企画運営委託業務
プロポーザルに関する共同体協定書

(目的)

第1条

(名称)

第2条

(所在地)

第3条

(成立の時期及び解散の時期)

第4条

(構成員の名称及び所在地)

第5条

(代表者の名称)

第6条

(代表者の権限)

第7条

(構成員の責任)

第8条

(権利義務の制限)

第9条

(構成員の脱退に対する措置)

第10条

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第11条

(協定書に定めのない事項)

第12条

令和 年 月 日

構成員 (代表者)	住 所 名 称 代表者職氏名	印
構成員	住 所 名 称 代表者職氏名	印
構成員	住 所 名 称 代表者職氏名	印

※上記条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

(様式7)

令和 年 月 日

共同体委任状

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 様

共同体の名称

構成員 (代表者) 住 所
名 称
代表者職氏名 印

構成員 住 所
名 称
代表者職氏名 印

構成員 住 所
名 称
代表者職氏名 印

私は、下記の共同体代表者を代理人として定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

住 所
共同体の代表者 名 称
代表者職氏名 印

委任事項

- 1 『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」プロポーザル関係書類の作成及び提出
- 2 『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」についての契約の締結
- 3 『ぎふ農業経営学院』企画運営委託業務」についての委託料の請求及び受領

受任者印

